実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年六月十一日
防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年六月十一日
防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月二十一日から同月二十三日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年六月十一日
防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月二十一日から同月二十三日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年六月十一日
中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	六・八九～二二五・〇〇〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	B	一〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	
	C	九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	
	後	六・八九～二二五・〇〇〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	A	一〇・〇〇～一二〇・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	
	B			
	C			

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○北海道開発局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年六月十一日
北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・七十七号空港通及び三・三・四十九号空港ターミナル通
三　事業施行期間　自平成二十七年十月十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十七年北海道開発局告示第百六十六号の事業地のうち上湯川町及び高松町地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年六月十一日
北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　留萌都市計画道路事業三・四・十八号見晴通及び三・四・六号北八条通
三　事業施行期間　自平成二十八年八月二日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十八年北海道開発局告示第二百四号の事業地のうち、留萌市見晴町一丁目、見晴町二丁目、見晴町四丁目、見晴町五丁目、見晴町七丁目、沖見町二丁目、沖見町五丁目、泉町二丁目、千鳥町四丁目、野本町、大字留萌村字ニイナシナイ及び大字留萌村字ブイタウシナイ地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし